



## NEWS RELEASE

報道関係者 各位

2012年9月5日

学校法人 上智学院

国立大学法人 東京農工大学

### 学校法人上智学院上智大学大学院地球環境学研究科と 国立大学法人東京農工大学大学院生物システム応用科学府が、 相互単位互換及び特別研究学生交流協定を締結

平成24年9月5日、学校法人上智学院上智大学大学院地球環境学研究科（研究科委員長：鷲田 豊明 / 以下、上智大学大学院）と国立大学法人東京農工大学大学院生物システム応用科学府（学府長：堤 正臣 / 以下、東京農工大学大学院）は、大学院生を対象とした相互単位互換及び特別研究学生交流を目的とした「大学院間交流に関する協定書」を締結しました。

これは、大学院修士課程、博士課程からなる両大学院間の相互の交流及び教育研究の充実を図ることを目的としたもので、具体的には特別聴講学生又は特別研究学生として相互に受け入れを行うものです。

両大学院が取り組んでいる、環境・エネルギー、食糧・水資源等のグローバルな人類の課題の解決には、人文・社会科学から自然科学、さらには産業に直結する農学・工学まで、広範囲な分野の有機的連携が必要です。

人文・社会科学系研究者を中心に国際的戦略などに優れた実績を有する上智大学大学院と、農工融合など実学教育に基づき産業分野で活躍する人材の輩出に定評のある東京農工大学大学院が本協定を締結したことにより、世界を相手に高い専門性と幅広い視野を有し、構想力と実践力を備えた国際的なリーダーを育成・輩出する大学院として互いの発展が期待されることです。

本協定に基づく学生の交流は、10月を目処に実質的な運用を開始することとします。



（鷲田上智大学大学院地球環境学研究科委員長（左）、  
堤東京農工大学大学院生物システム応用科学府長（右））

#### 本件に関するお問い合わせ

上智大学 総務局企画広報グループ

TEL : 03-3238-3179

E-mail : [sophiapr@cl.sophia.ac.jp](mailto:sophiapr@cl.sophia.ac.jp)

東京農工大学大学院生物システム応用科学府事務室 山本、上野

TEL : 042-388-7293 E-mail : 山本 [bsituchou@cc.tuat.ac.jp](mailto:bsituchou@cc.tuat.ac.jp)、

上野 [basejimu@cc.tuat.ac.jp](mailto:basejimu@cc.tuat.ac.jp)

東京農工大学大学院生物システム応用科学府と上智大学大学院地球環境学  
研究科との間における相互単位互換及び特別研究学生交流に関する協定書

東京農工大学大学院生物システム応用科学府と上智大学大学院地球環境学研究科（以下「両研究科等」という。）は、相互の交流及び教育研究の充実を図ることを目的として、下記により相互単位互換及び特別研究学生交流を行うことについて合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 両研究科等が受け入れた学生の身分は、次のとおりとする。
  - (1) 東京農工大学において、授業科目の履修を行う学生の身分は「特別聴講学生」とし、研究指導を受ける学生の身分は「特別研究学生」とする。
  - (2) 上智大学において、授業科目の履修を行う学生の身分及び研究指導を受ける学生の身分は「特別聴講生」とし、研究指導を受ける学生を「地球環境学研究科特別研究学生」と称する。
2. 両研究科等において、大学院修了に必要な研究指導の一部を相手方大学大学院で受けることが教育上有益な場合に限り、当該学生が当該研究指導を受けることを許可するものとする。
3. 特別聴講学生及び特別聴講生（以下「特別聴講学生等」という。）の聴講期間は、原則として1年以内とする。ただし、必要があると認めるときは、更に1年以内に限りその期間を延長することができる。
4. 特別研究学生及び地球環境学研究科特別研究学生（以下「特別研究学生」という。）の研究指導期間は、1年以内とする。ただし、博士課程又は博士後期課程の学生にあっては、事情により更新することができる。
5. 両研究科等は、特別聴講学生等の履修及び特別研究学生の研究活動に当たって必要な施設・設備の利用について、可能な限り便宜を供与するものとする。
6. 両研究科等は、特別聴講学生等及び特別研究学生に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しないものとする。
7. 本協定書に定めるもののほか、相互単位互換については、別に定める実施要項により処理するものとする。その他、必要な事項を定める場合は、両研究科等の協議により処理するものとする。

8．本協定書は、平成24年10月1日から5年間効力を有するものとする。ただし、両研究科等のいずれかから、文書により継続しない旨の申し入れがない限り、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

9．本協定書は2通作成し、両者が1通ずつ保管するものとする。

平成24年9月5日

国立大学法人

東京農工大学大学院

生物システム応用科学府長

印

平成24年9月5日

学校法人上智学院

上智大学大学院

地球環境学研究科委員長

印